

## 平成 17 年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

## 《本年の給与勧告のポイント》

職員の給与が民間給与を 0.39% 上回っており、当該較差を解消するため、2 年振りに月例給の引下げ

～ 給料及び扶養手当の引下げ

8 年振りに期末・勤勉手当の引上げ

## 1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 369 事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された 100 事業所について調査を行うもの

## 2 公民較差

1,671 円 ( 0.39% ) < 昨年 69 円 ( 0.02% ) >

民間給与	職員の給与	較 差
422,356 円	424,027 円	1,671 円( 0.39%)

## 3 給与の改定

(1) 公民較差の解消等を図るため、次のとおり措置すること。

ア 給料表 職員の給与と民間給与との較差及び人事院勧告の趣旨を考慮して改定すること。

イ 扶養手当 民間における支給状況及び人事院勧告の趣旨を考慮して改定すること。

ウ 初任給調整手当 人事院勧告の趣旨を考慮して改定すること。

(2) 期末・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合(4.46 月分)が、職員の期末・勤勉手当の支給割合(4.40 月分)を上回っていることから、改定すること。

(3) 実施時期等については、人事院勧告の趣旨を考慮して、所要の調整措置を講じた上、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

## 4 職員の勤務条件等に関する諸課題

(1) 国家公務員の給与構造改革と本市の人事・給与制度改革

本市において検討を進めている新しい人事・給与制度の今後の具体的な制度設計や実施時期については、国家公務員の給与構造改革の内容、関係法令の改正等を考慮しながら、本市における検討状況や実情も踏まえて適切に対応していく必要がある。

(2) 新たな人事評価制度の運用開始に向けて

人事評価制度が能力・実績に基づく人事管理の基礎としてだけでなく、人材育成や職務の効果的・効率的な遂行のために活用される制度であるためには、制度の公平性や信頼性の向上とともに職員の理解と納得が不可欠である。平成 18 年 4 月の運用開始に向けて、そうした観点を踏まえながら、

試行結果の十分な検証に基づいて制度設計を図っていくことが重要である。

### (3) 女性職員の登用の拡大

今後、女性職員の登用の拡大を推進していくためには、女性が幅広い職務経験を積むことができる人員配置や自発的な能力開発の支援、さらには女性職員と管理監督者双方に対する意識啓発を行っていくことなどが重要である。

### (4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本市において、本年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画が策定された。今後、この計画を実効あるものとするためには、管理部門当局等による取組に加え、職員一人ひとりがこの計画の趣旨を十分に理解し、掲げられた取組内容を着実に実践していくことが重要である。

### (5) メンタルヘルス対策

職員が心身ともに健康で職務に従事できる環境を確保することは、職員や家族にとって重要であるだけでなく、安定した公務運営という観点からも重要である。今後は、適切な研修の実施や相談体制の充実を図るとともに、円滑な職場復帰を支援する取組についての検討も重要である。

### (6) 厳正な服務規律の確保

全体の奉仕者である職員について、厳正な服務規律を確保することは、公務に対する信頼の基礎であり、厳正な服務規律の確保に向けた取組を一層進めていくことが重要である。職員にあっては、全体の奉仕者としての自覚と責任の下、職務に精励することを要望する。

## 【参考】

### 1 モデル給与例

(単位：円)

			年 間 給 与		
			現 行	改定後	減少額
吏 員	25 歳	独 身	3,690,000	3,684,000	5,000
主 任	35 歳	配偶者、子 1	6,343,000	6,330,000	13,000
係 長	40 歳	配偶者、子 2	7,347,000	7,335,000	12,000
副主幹	45 歳	配偶者、子 2	8,312,000	8,300,000	12,000
課 長	50 歳	配偶者、子 2	10,761,000	10,749,000	12,000
部 長	56 歳	配偶者	11,964,000	11,952,000	13,000
局 長	58 歳	配偶者	13,201,000	13,189,000	11,000

\* 1 本市の公民較差 0.39%について、本年の人事院勧告の改定内容に準じた改定を行った場合の試算である。

\* 2 額については、それぞれで千円未満を四捨五入している関係上、「改定後」の額から「現行」の額を引いたものが「減少額」と一致しないところがある。

### 2 給与勧告に伴う職員の平均給与月額

現行の給与月額	改 定 額	改定後の給与月額	平均年齢
424,027 円	1,671 円	422,356 円	41.6 歳

### 3 給与勧告に伴う職員の平均年間給与

現行の平均年間給与	改定後の平均年間給与	平均年間給与の減少額
6,997,000 円	6,991,000 円	6,000 円 ( 0.09% )

### 4 給与勧告に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約 7,970 万円
- (2) 企業職を含んだ場合 約 9,890 万円